

## 再調査の請求書（C-7000）

「再調査の請求人」の項には、関税法又はその他関税に関する法律及びとん税又は特別とん税の規定による税関長（税関職員）の処分の対象となった者を記載し、再調査の請求人が、法人、法人でない社団又は財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって再調査の請求をするときは、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を「再調査の請求人」の項の下の箇所等に記載するとともに、これらの代表者、管理人、総代又は代理人の資格を証明する書面を添付する。

「再調査の請求に係る処分の内容」の項には、再調査の請求の対象となる処分の内容（日付、処分を行った税関官署の長、処分の番号等）を記載する。

「再調査の請求の趣旨」の項には、その請求（例えば「〇〇の処分の取消しを求める。」等）の結論を簡潔に記載し、「理由」は趣旨を裏付ける証拠を記載する。

「税関の教示の有無、内容」の項には、処分庁である税関がその処分をした際に不服申立てができる旨の教示をしたかどうか、又は教示をした場合は、どのような教示があつたかを記載する。